

再放送申込につきまして

再放送申込につきましては以下の要領にてお願いいたします。

1. 用紙

- 新規お申込みは、「再放送申込書 2024 年 6 月改定版」をご使用ください。
- 既存同意書の変更（再放送区域の追加等）の場合には、「再放送申込書 2024 年 6 月改定版_（変更申請版）」をご使用ください。
- （ご参考）再放送同意書のサンプルを次ページに添付します。

再放送同意書の有効期間は、原則として申請いただいた再放送開始予定日から 1 年間とし、以後 1 年ごとの自動延長となります。

2. 記入例

- 「1. 団体の住所」には、申請団体の情報をご記入ください。
- 「6. 再放送の方式」、「7. 再放送チャンネル」は下記の例のように該当する再放送の方式に印をつけてください。

6. 再放送の方式 ☒ (イ) パススルー ☒ (ロ) トランスモジュレーション
(ハ) その他 ()

7. 再放送チャンネル

再放送の方式	☐ パススルー	☐ トランスモジュレーション	その他 ()
放送局名	一般社団法人 放送サービス高度化推進協会	一般社団法人 放送サービス高度化推進協会	一般社団法人 放送サービス高度化推進協会
チャンネル	BS15-929	BS15-929	BS15-929

3. 送り先（申込書を郵送いただく場合）

- 返信用封筒を同封のうえ、下記までお送りください。
〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号
アークヒルズ サウスタワー 9 階
一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 ES 業務部
（再放送同意書を同封いただいた封筒にて返送させていただきます。）

4. メールでお申込みいただく場合の送り先

- 申込書をメールに添付いただき、下記までお送りください。
ES 業務部 山崎 昌彦 E-mail : yamazaki.m@apab.or.jp
ES 業務部 岡島 麻里 E-mail : okajima.m@apab.or.jp
- メールでお申込みいただいた場合には、再放送同意書を PDF ファイルにて返送させていただきます。

〇〇〇〇 殿

サンプル

東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

アークヒルズ サウスタワー 9 階

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会

理事長 加増 良弘

エンジニアリング・ストリーム放送

再放送同意書

放送サービス高度化推進協会の衛星デジタル放送のエンジニアリング・ストリーム放送
(BS15-929)の再放送につきましては、以下の条件で同意いたします。

- (1) 再放送を行うに当たっては、当協会の放送に何らの変更を加えることなく再放送すること。
- (2) 再放送における電波の受信状態はこれを最良に保つこと。
- (3) 再放送に使用するチャンネルは特定のチャンネルとすること。
- (4) 当協会は放送の内容に関してダウンロードユーザーから最善・最良の内容の提供を受けるものとする。一方、当協会が放送用に提供を受けるダウンロードコンテンツの内容について当協会は一切の責任を負わない。ただし当協会のダウンロードにより視聴障害が発生し、貴社からの連絡を受け当協会がこれを確認した場合、当協会は誠意をもって速やかに事態の復旧および障害の改善を図るものとする。
- (5) 再放送の結果ダウンロード機能に支障を生じた場合は、お互いに誠意をもってその解決にあたることとする。
- (6) 当協会の放送の廃止・休止・停波・中断による何らかの損害について、当協会は責任を負わない。
- (7) 当協会放送の再放送を事由に、受信者その他の第三者に対し対価を請求する等一切の負担をかけないこと。
- (8) 再放送の開始に当たって、ダウンロードが所期の機能を果たしていることを、最大限確認すること。
- (9) 再放送同意申込書に記載した事項の変更及び同意書有効期間の変更を希望する場合は、予め余裕をもって事前に文書にて当協会に通知のうえ、改めて当協会の同意を得ること。当協会はこの希望の通知を受けた場合、速やかに対応するものとする。
- (10) 再放送に関する法制上の改正があった場合、同意条件その他諸条件の変化で当協会が本同意を継続することができなくなった場合には、貴協会に対する何らの補償なしに本同意を変更、又は取り消すことがある。
- (11) この同意書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。また、同意期間の満了日までに双方から特段の意思表示がない場合には、同意期間を同意期間満了日の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。